

放射能汚染、抗議する側から、抗議される側に…

大きな余震もこれありて…さてこそ、日本列島沈没？

今こそ、異常を正常に 生活保護制度の活用で生活の転換を！

大気圏内で核実験が行われていた頃、日本でも大いに「放射能雨」の心配をし、核実験のたびに、抗議の声を上げてきた歴史があるのですが、今や、抗議される側になってしまった。

東日本の余震は治まらず、学者の中には、「西日本でも地震を心配した方がいい」と言い始める人も出てきました。可能性としては、いつでもあり得ることですから、正論なのですが、なんとなく、「今は、聞きたくない」の気分ではありません。

その点、タフなのは、政治家と見えます。民主党内親小沢グループや自民党は、責任をとる立場にないことをいいことに、言いたい放題。日本列島全体の成り行きより、次の政権の心配に懸命です。今の日本で「平常心」を保っているのは、これらの人だけかも知れません。日本列島が沈没しても、避難先の臨時政府で政争を続ける輩。

民草は、空前の募金とボランティアで「平常心」を欠いて踏ん張ろうとしている、ように見えます。「異常」を正常化する感覚を忘れないために、釜の「異常」も正常化されなければならぬと思うのですが。

「放射能雨」に不安、韓国で臨時休校相次ぐ

2011年4月7日11時56分 アサヒ・コム

福島第一原発から放出された放射性物質への懸念から、韓国各地で雨が降った7日、首都圏では多くの幼稚園や小中学校が臨時休校に踏み切った。

ソウル近郊京畿道(キョンギド)の教育庁によると、同日、道内で計126の幼稚園と小中学校が休校した。同庁は前日、「保護者の心配を受けての安全措置」として校長の裁量で休校できるよう、緊急通知を出していた。ソウル市教育庁も同日朝、屋外での授業や活動をできるだけとりやめるよう、各学校に通知した。韓国原子力安全技術院によると、7日未明、済州島で採取した雨水からごく微量の放射性ヨウ素やセシウムが検出された。韓国では先月28日、ソウルなどで大気中からごく微量の放射性物質が検出されたのを機に、各地の検出結果が連日報じられている。7日はそれ以降初めての全国的な雨となり、「放射能雨」への憂慮が高まっていた。(ソウル＝中野晃)

台湾でも、日本に最も近い漁港の魚市場では、ここ2週間、売りが3割減っているそうです。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市の市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）ということになります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。